

愛媛県「新しい認知症観」理解促進事業—参画企業・団体募集要項(案) 認知症及

書式を変更: フォント: 12 pt

びMCI (軽度認知障害) に関する啓発協力企業・団体募集要項

(目的)

第1条 この要項本事業は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号)の

第1条—基

—本理念に基づき、愛媛県(以下「県」という。)が愛媛県民の認知症及びMCI(軽度認知障害)に関する正しい知識とを深め、「新しい認知症観」※の理解促進のために実施する、「えひめ認知症サポーター養成講座+(プラス)」、「県民公開講座」及び「認知症の人にやさしい取組」に協力参画する企業及び団体を募集するに当たり必要な事項を定め、共生社会の実現に向けて、官民連携により地域全体で認知症に備えるための取組を進める行うことを目的とする。

書式を変更: 標準, 行頭文字または番号を削除

書式を変更: インデント: 左 0 字, 最初の行: 1 字

書式を変更: インデント: 左 0 字

書式を変更: インデント: 左 0 字

書式を変更: インデント: 左 0 字

—※「新しい認知症観」とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になつても、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方。

書式を変更: インデント: ぶら下げインデント: 1 字, 左 2 字, 最初の行: -1 字

(募集対象者)

第2条 第2条 募集対象者は、次以下の(1)から(6)に掲げるの要件を全て満たす企業及び団体とする。

書式を変更: フォント: +本文のフォント - 日本語(游)

書式を変更: 標準, 行頭文字または番号を削除

書式を変更: インデント: 左 0 字, 最初の行: 0 字

書式を変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 3 字, 最初の行: -3 字

書式を変更: インデント: 左 0.25 字

(1) 愛媛県内に事業所(本社、支社又は営業所等)を有する企業及び団体

(2) 本事業の目的及び趣旨に賛同し、認知症に関する社会貢献や地域連携強化、従業員の認知症理解促進等、本事業への参画に意欲のある企業及び団体

(3) 第3条に定めるいずれかの募集区分への参画を通じ、本事業の推進に協力できる企業及び団体

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号から第5号に規定する暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある企業及び団体でないこと。

書式を変更: 蛍光ペン(なし)

書式を変更: 蛍光ペン(なし)

(5) 一風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)風俗法(一)第2条第1項(同項第3号から第5号までに掲げるものを除く。)(同条第12項第5号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う企業及び団体でないこと。

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする企業及び団体でないこと。又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある企業及び団体ではないこと。

書式変更: インデント: 左 0.25 字

(募集区分)

第3条 募集区分は、次以下の(1)から(3)とし、する。協力を希望する企業及び団体は、の希望に応じて選択または又は組み合わせる応募することができる。

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

書式変更: インデント: 左 0 字, 最初の行: 0 字

(1) えひめ認知症サポーター養成講座+ (プラス) の受講

書式変更: インデント: 左 0 字, 最初の行: 0 字

職域や学生を対象に、現役世代向けコンテンツをプラスした「認知症サポーター養成講座+ (プラス)」の実施に協力 (受講) する。なお、1 回当たりの応募人数が 10 名に満たない場合は開催を見送る可能性がある。ただしまた、A コースの 1 回当たりの上限受講人数は 15 名とする。

- ① A コース 認知症サポーター養成講座 (90 分) 及び VR 体験 (60 分)
- ② B コース 認知症サポーター養成講座 (90 分) 及び認知症本人や家族の声を聴く (15 分)

(2) 県民公開講座への参画

愛媛県、エーザイ株式会社、参画企業及び団体が連携し、広く県民を対象に、MCI と認知症に関するセミナー等を共催する。

書式変更: インデント: ぶら下げインデント: 4 字, 左 0.01 字, 最初の行: -4 字

(3) 認知症の人にやさしい取組の提案

県や市町、関係団体の各種認知症啓発について、参画企業及び団体がから自社の強みを生かした多様な取組提案を行い、協働で実施する。

書式変更: インデント: ぶら下げインデント: 4 字, 左 0 字, 最初の行: -4 字

2 募集区分については、県は必要に応じて追加または変更する場合がある。

(募集方法および期間)

第4条 県は、Web により募集を行うこととし、本事業への参画協力を希望する企業及び団体は、の募集は愛媛県が定めた次の URL 及び二次元バーコードから応募を行う。行

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

う。応募受付は愛媛県にて随時行い、提出内容の確認後に登録する。

書式変更: インデント: ぶら下げインデント: 1 字, 左 0 字, 最初の行: -1 字

- ・ URL : <https://logofrom.jp/form/XG6n/1426192>
- ・ 二次元バーコード



2 応募受付は県にて随時行い、県は提出内容の確認後、応募者に受付完了の連絡を行う。

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

(登録受付後の企画運営)

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

第5条 登録受付後の企画運営は、愛媛協力企業及び団体、県並びに他の共催者 (以下「及び関係機関」という。) で協議の上、実施する。

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

(受付登録内容の変更)

第6条 参画協力企業及び団体は、応募、登録した内容に変更が生じたときは、速やかに愛媛県に申し出なければならない。

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1 字, 最初の行: -1 字

((協力参画)企業及び団体の遵守事項)

書式変更: インデント: 最初の行: 0 字

第7条 参画協力企業及び団体は、以下の(1)から(4)の次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第2条に定める募集対象に適合しなくなったと認める場合

(1) 公序良俗に反する活動を行う場合または又はそのおそれのある活動を行わないこと

(3) 虚偽の申し込みにより登録を受けたことが判明した場合

書式変更: インデント: 左: 0 mm, 最初の行: 0 字

(2) 本事業において、製品やサービスの直接的な販売行為、主催者の承諾なく行う物品配布、講座内容を逸脱した営業活動等を行わないこと

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 3 字, 最初の行: -3 字

((協力関係参画)の取り消し)

第8条 愛媛県は、参画協力企業及び団体が次に掲げる事項に該当する前条の規定に違反する等、協力参画企業及び団体としてふさ

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1.35 字, 最初の行: -1.35 字

わしくない行為を行ったと認める場合は、関係機関と協議し、本事業における協力関係応募及び登録を取り消し、その後の手続

一きを中止することができる。

(1) 第2条に掲げる募集対象の要件を満たさないと認める場合

(2) 前条に掲げる遵守事項に違反したと認める場合

(3) その他協力企業・団体として適当でないと認める場合

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1.35 字, 最初の行: -1.35 字

((受付登録情報の使用))

第9条 愛媛県及び関係機関は、本事業により取得した情報について、本事業及びその他の介護予防施策

の推進のために利用する場合を除き、目的以外に使用しない。

書式変更: インデント: 左: 0 mm, ぶら下げインデント: 1.35 字, 最初の行: -1.35 字

((その他))

第10条 この要項要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して、必要な事項は別途定めるところとする。

附 則

(施行期日)

本要項は、令和8年 月 日から施行する。